

## 「社会福祉施設防災の日」実施要領

### 1 目的

11月1日を「社会福祉施設防災の日」とし、県下一斉に防災訓練を実施することにより防災技能の向上及び施設職員、利用者の防災意識の高揚を図り、施設における防災対策及び施設と関係機関との連携の確立に資するものである。

### 2 訓練実施日

11月1日（11月1日が、土曜日もしくは日曜日にあたる場合には前日もしくは前々日の金曜日に実施するものとする。）

### 3 実施主体及び対象施設

(1) 実施主体 社会福祉施設等、近隣市町、県福祉指導課、指定都市

(2) 対象施設

社会福祉施設のうち、常時入所者が居住している施設及び保育所とする（別表のとおり）。ただし、通所施設及び利用施設については、施設の状況により適宜参加するものとする。

### 4 関係機関等の協力・立会い

総合防災訓練の実施にあたっては、消防署、地域住民（自主防）、近隣市町、ボランティア等の協力又は立ち合いを求めるものとする。

### 5 実施方法

#### (1) 総合防災訓練

##### ア 実施対象

指定都市各1施設、及び東部（賀茂地区を含む）、中部、西部地区のいずれかの地区から1施設の計3施設において地震発生及び火災発生を想定して実践的訓練を実施する。原則的にBCP（事業継続計画）を策定済みの施設で実施する。

##### イ 実施方法

消防署、近隣市町及び地域住民の協力を得て、機動力のある訓練を行う。

[例] 2階以上の施設におけるはしご車の出動及び消防署員や地域住民等による利用者の避難訓練、消火（放水）訓練、施設利用者の一時的な（屋外）避難スペースの設営、他施設・避難所への移送、他施設・避難所からの受入、福祉避難所の開設（福祉避難所として指定されている施設の場合のみ）、煙への対応訓練などの実施

##### ウ 他施設職員の参加

他施設の職員は総合防災訓練の実施状況を視察し、各施設の防災対策に活用する。

##### エ その他

総合防災訓練の実施については、地元消防署等の指導の下に実施する。併せて訓練の実施の中で、専門家による施設のBCPの実効性の確認や改善点の指導を行う。

#### (2) 一般防災訓練

総合防災訓練を実施する施設以外の施設においては、それぞれの施設の実情に応じた防災訓練を実施するものとする。

### 6 訓練内容

#### (1) 総合防災訓練

##### ア 人的・物的被害の把握

- ・施設内人員の安否確認と人命救助
- ・施設の屋内外点検

##### イ 情報伝達訓練

- ・火災発生の確認
- ・消防署への通報（消防署の事前了解の下、実際に通報すること。）

- ・職員等への連絡及び出動
- ・施設周辺住民への火災発生伝達・救援要請
- ウ 消防設備の操作及び消火訓練
  - ・警報設備、消火設備の点検整備
  - ・消火バケツ、消火器等による初期消火
  - ・防火戸、シャッター等の閉鎖
  - ・排煙口の開放
  - ・非常電源の作動確認
  - ・放水（施設内消火栓）による消火
- エ 避難誘導訓練
  - ・自力避難困難者の避難及び誘導
  - ・利用者等の安全指導
- オ 施設利用者の一時的な(屋外)避難スペースの設営訓練
- カ 他施設・避難所への移送、他施設・避難所からの受入訓練
- キ 福祉避難所の開設（福祉避難所として指定されている施設の場合のみ）
  - ・福祉避難所の開設、住宅の災害時要援護者の受入
- ク 煙対応訓練
  - ・煙への対応
- ケ 応急対策訓練
  - ・傷病者に対する応急手当

## (2) 一般防災訓練

各施設において毎月実施している避難訓練等を基に、総合防災訓練に示した訓練内容を参考にして、施設の実情に応じた訓練を行うものとする。

## 7 訓練実施計画書の作成

総合防災訓練を行う施設は、別紙1を参考に訓練実施計画書を作成し、職員等への周知を図るものとする。

なお、一般防災訓練を行う施設においても別紙1を参考に、実施状況に合った訓練実施計画書を作成するものとする。

## 8 訓練実施後の考察

総合防災訓練実施施設は視察者を交え、訓練の実施状況、実施上の問題点、改善方法、BCPの内容改善等を検討し、今後の施設の防災対策に活かしていくものとする。（職員及び視察者の参加による意見交換等）

## 9 訓練実施結果の報告

施設は訓練実施後、おおむね1週間以内に訓練実施結果（別紙2の内容）を県福祉指導課、又は指定都市に報告するものとする。また、総合防災訓練においてBCPの改善指導に携わった専門家は、別紙3によりBCP改善指導内容報告書を作成し、県福祉指導課に報告する。

## 10 その他

訓練の実施に当たっては、利用者のけが等に十分注意するとともに万一に備え、嘱託医等の協力を求めるものとする。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 16 年 9 月 1 日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 17 年 6 月 10 日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 18 年 6 月 5 日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 19 年 7 月 27 日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 21 年 6 月 17 日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 24 年 6 月 19 日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 25 年 8 月 5 日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 26 年 4 月 22 日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 27 年 4 月 23 日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 28 年 4 月 11 日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 30 年 3 月 15 日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 31 年 4 月 15 日より施行する。

附 則  
この要領は、令和 4 年 6 月 9 日より施行する。

附 則  
この要領は、令和 5 年 7 月 3 日より施行する。

別表

「社会福祉施設防災の日」訓練実施対象施設

施設種別

<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護施設</li> <li>・更生施設</li> <li>・宿所提供施設</li> <li>・乳児院</li> <li>・母子生活支援施設</li> <li>・児童養護施設</li> <li>・障害児入所施設</li> <li>・児童心理治療施設</li> <li>・児童自立支援施設</li> <li>・保育所</li> <li>・幼保連携型認定こども園</li> <li>・保育所型認定こども園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・老人短期入所施設</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・通所リハビリテーション(医療みなしを除く)</li> <li>・老人デイサービスセンター</li> <li>・認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業等の用に供する施設(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、短期入所、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業)</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・福祉ホーム</li> <li>・婦人保護施設</li> <li>・無料低額宿泊所</li> </ul>
--	---	---

(別紙1)

## 〇〇施設防災訓練実施計画

### 1 目的

地震発生及び火災発生を想定し、消防署等への通報及び利用者の避難誘導、避難所の設営等の訓練を実施することにより、利用者の生命・財産の安全確保を図るとともに施設職員及び利用者の防火意識の高揚を図るものである。また、地域住民に対しても施設の防火についての理解と協力を求めるものである。

### 2 訓練実施日

〇〇年11月1日 午前9時00分頃から  
午前9時30分 地震発生及び出火

### 3 訓練の監督

訓練総括者 施設長 〇〇 〇〇  
訓練責任者 防火管理者 〇〇 〇〇

### 4 関係機関等の協力・立会い

〇〇消防署、〇〇自衛消防団、〇〇福祉事務所、〇〇市町、〇〇健康福祉センター

### 5 訓練のねらい

- (1) 地震発生直後の施設内人員の安否確認と人命救助
- (2) 施設の屋内外点検及び出火防止対策
- (3) 火災発生の確認と的確な通報を行う。
- (4) 消防設備の操作の習得及び初期消火を行う。
- (5) 安全かつ短時間に避難する方法及び安全な避難場所を確保する。
- (6) 施設利用者の一時的な(屋外)避難スペースの設営
- (7) 他施設・避難所への移送、他施設・避難所からの受入
- (8) 福祉避難所の開設(福祉避難所として指定されている施設の場合のみ)
- (9) 発煙による煙への対応訓練を行う。
- (10) 応急対策訓練

### 6 訓練実施項目(\* 各項目毎、具体的に記入する。)

- (1) 人的・物的被害把握
  - ア 地震発生直後の施設内人員の安否確認と人命救助
  - イ 施設の屋内外点検及び出火防止対策
- (2) 情報伝達訓練
  - ア 火災発生の確認
  - イ 消防署への通報(消防署の事前了解の下、実際に通報すること。)
  - ウ 職員等への連絡及び出動
  - エ 施設周辺住民への火災発生伝達・救援要請
- (3) 消防設備の操作及び消火訓練
  - ア 警報設備、消火設備の点検整備
  - イ 消火バケツ、消火器等による初期消火
  - ウ 防火戸、シャッター等の閉鎖
  - エ 排煙口の開放
  - オ 非常電源の作動確認
  - カ 放水(施設内消火栓)による消火

- (4) 避難誘導訓練
  - ア 自力避難困難者の避難及び誘導
  - イ 入所者等の安全指導
- (5) 施設利用者の一時的な(屋外)避難スペースの設営訓練
- (6) 他施設・避難所への移送、他施設・避難所からの受入
- (7) 福祉避難所の開設（福祉避難所として指定されている施設の場合のみ）
- (8) 煙対応訓練
  - ア 煙への対応（職員に限る。）
- (9) 応急対策訓練
  - ア 傷病者に対する応急手当

## 7 実施方法

- (1) 職員等の役割及び行動
  - 別紙実施要領のとおり
- (2) 避難経路及び避難場所
  - 別図のとおり（朱線で記入）

## 8 その他

- (1) 訓練の実施に当たっては、事故等のないよう最大限の配慮をはらう。また、万一に備え、嘱託医等の協力を求める。
- (2) 訓練参加者は、沈着、冷静に行動するとともに真剣に訓練を行う。

訓練時間割		
9:00	(準備)	
9:30	訓練開始	(1) 人的・物的被害の把握 (2) 情報伝達訓練 (3) 消防設備の操作及び消火訓練 (4) 避難誘導訓練 (5) 施設利用者の一時的な(屋外)避難スペース設営訓練 (6) 他施設・避難所への移送、他施設・避難所からの受入 (7) 福祉避難所の開設（福祉避難所として指定されている施設の場合のみ） (8) 煙対応訓練 (9) 応急対策訓練
11:30	訓練終了	反省及び講評(消防署) 他施設からの意見、相談
11:30	講評・質疑	
12:00	終了	

※ 訓練項目は、施設の状況により前後することもあります。